

平成31年度教育委員会定例会会議録

日時	令和2年3月24日(火)		
	午後1時30分～午後3時00分		
場所	中央公民館第一会議室		
出席者	藤井 教育長 溝口 委員 福島 委員 二見 委員 林 委員 川添 管理課長 今吉 社会教育課長 西竹 管理課長補佐		

議決事項

件名	提案理由	審議の状況	裁決の次第
議案第4号	大崎町学校管理規則の一部改正について	特記事項なし	決定
議案第5号	大崎町教育振興基本計画(案)について	特記事項なし	決定
議案第6号	令和2年度大崎町教育行政の重点施策の決定について	特記事項なし	決定

会 議 要 旨

- 1 開会
- 2 前回会議録の承認
管理課長補佐から前回会議録の概要を報告

3 委員の報告

溝口委員

- ・令和元年度第2回大崎町福祉協議会評議委員会 3.17 (火)

令和元年度第2回大崎町福祉協議会評議委員会が開催されましたので、出席しました。内容は、令和元年度の一般会計補正予算並びに令和2年度の事業計画、予算案の審議でした。学校関連では、令和2年度大崎町共同募金委員会事業計画で、11月23日に開催される「ふれあいフェスタ in おおさき」で中学生による募金活動の実施、町福祉協議会の地域福祉活動推進事業として、児童生徒に思いやりの心を育む教育の充実を図ります。ということで、町内各学校を対象にした福祉作文コンクールの実施と、それに伴う参加賞その他10万円の予算案が上程され可決されておりました。

- ・中沖小学校卒業式 3.24 (火)

午前中は中沖小学校の卒業式に出席しました。会場は色とりどりの春の美しい花のプランターが数多く飾られて、卒業式の雰囲気をついばい感じることができました。来賓は私と中沖分館長、PTA会長、学校運営協議会長の4名でした。卒業証書授与は通常どおり1名ずつに授与されたあと、中学校での抱負と将来の夢を卒業生全員がしっかりと述べておりました。卒業生のお別れのことばでは、保護者と対面して、両親への御礼と感謝の気持ちを述べる場面では感極まり一抹の寂しさがありましたが、小学校で大きく成長した卒業生の姿が見られて本当に素晴らしい卒業式でした。

福島委員

- ・教育振興懇談会 2.25 (火)

定例教育委員会後の教育振興懇談会に出席いたしました。6小1中の各コミュニティ・スクールのことなどについて討議が行われて、それぞれの課題等について発表がありました。やはり各学校ごとに進み方に差が出てきたのかなと思ったところでした。まとまるころもあれば、課題が多くて中々進まないところもあり、色々考えられているのかなという気がしました。地域の方があまり手を出しすぎるとPTAが動かない。中々そのバランスが難しいのではないかと思います。最初に地域が張り切りすぎて手を出しすぎたという反省も聞かれたので、これからそのような課題もあのような場で話し合いながら課題を解決していければいいのかなと思ったところでした。

- ・大丸小学校卒業式 3.24 (火)

今日の午前中に大丸小学校の卒業式に参加させていただきました。卒業生は11名でした。今年はコロナの影響で縮小されていましたが、来賓は私が1人で、少し寂しいでしたが、在校生だけでお別れの言葉を言っていました。壇上はすごくきれいに飾られて華やかな印象だったんですが、卒業生を見ているとやはり寂しそうな感じがに感えました。

二見委員

- ・菱田小学校卒業式 3.24 (火)

午前中、菱田小学校の卒業式に行き参りました。PTAの方々が竹を切って飾られていて床もピカピカで、それもPTAの方々が雑巾がけをしてくださったそうで、校長先生が本当に子ども達がこうして卒業式を迎えられるのは皆さんのおかげなんだい

うことを後で急遽式辞に盛り込みましたと言っておられました。どこの卒業式もだと思いますが、来賓席には私とPTA会長さんだけが座っていたんですが、PTA会長さんは挨拶はなかったんですが、子ども達もたぶんちょっと違う緊張感というものがあったんだと思いますけど、静まりかえっていました。ただ、卒業式が終わって退場をして会場を出たとたんに弾けていましたので、いつもの姿に戻ったなあと思ったところでした。式が終わってから正面玄関前で担任の先生から持ち帰れなかった荷物を渡したり、担任の先生から最後にご挨拶があったり、それから卒業記念の菱田小学校のパネルの除幕式があったり、そこまで私も参加させていただいて帰って参りました。

林委員

・持留小学校卒業式 3.24 (火)

コロナウイルス感染の影響で縮小された卒業式ではありましたが、正門や玄関・式場に本当にたくさんの花が飾ってありまして、6人の卒業生が堂々と6年間の学び舎を後にしました。5年生が1人だったものですから、保護者の許可をいただいて在校生も参加して、お別れの言葉を述べたんですが、残された1人の5年生が寂しい気持ちを伝えていました。本当にすばらしい卒業式でした。

4 教育長行政報告

1 子ども・子育て会議 2.27 (木)

C S 代表者会・懇親会

今回、初めての会議でした。各学校の代表者の7人と校長先生方の会をして、その後に教頭先生方も加えて懇親会をいたしました。最終的には初めてでしたけど、良い会が出来たと思ったところでした。お互いに色々な意見交換会が出来てこれからの連携がとれるようになるのではないかと思ったところでした。来年度から年度末に代表者会を続けていけたらと思って開催したところでした。

2 自殺対策委員会 2.28(金)

3 議会初日 3.4(水)

4 高校入試 3.5(木)

5 人事異動連絡会 3.7(土)

6 臨時教育委員会 3.8 (日)

7 臨時校長会 3.9 (月)

9 議会一般質問 3.10 (火)

これについては、後ほど報告いたしますが、稲留議員さんから質問がありました。あと、中山議員さんからも良い質問がありました。施政方針についての質問でしたので、教育委員会については大きな問題はありませんでした。

異動内々示

学校給食運営委員会

10 町長と協議 3.11 (水)

臨時校長会

12 大崎中学校卒業式 3.12 (木)

皆さんK T SやM B Cの報道でご存じのとおり、先生方が色々な準備をしていただき、すばらしい卒業式であったと思ったところでした。どこも同じように来賓もいなくて卒業生と保護者と学校職員だけの卒業式でしたが、心に残る卒業式だったと思いました。

13 高校入試合格者発表 3.13 (金)

5ヶ年計画検討会

14 臨時校長会 3.15 (日)

15 異動内示 3.16 (月)

16 中央公民館防災訓練 3.17 (火)

17 議会最終日 3.18 (水)

18 春分の日 3.20 (金)

19 異動発表 3.23 (月)

20 小学校卒業式 3.24 (火)

教育委員会定例会

課長会

21 修了式 3.25 (水)

離任式

22 交通安全帽子贈呈 3.26 (木)

23 課長退職送別会 3.27 (金)

24 退職者退任式 3.31 (火)

分館長会

5 報告

報告第43号 就学させる学校の指定の変更について

川添課長

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、就学させる学校の指定の変更申請があり、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

学校教育法施行令 (抜粋)

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

第5条 1項 省略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において

同じ。)が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（抜粋）

（専決）

第19条 教育委員会は、第8条において特に規定するものを除き、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決処理させる。

(5) 学齢簿の編成，入学期日の通知，就学すべき学校の指定，出席の督促等に関すること。

3 教育長は前2項の規定によって処理した事務のうち、必要と認めるものについては、次の会議に報告しなければならない。

報告第44号 区域外就学について

川添課長

学校教育法施行令第9条の規定に基づき、東串良町教育委員会と区域外就学の協議を行い、これに同意を得て、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

学校教育法施行令（抜粋）

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校，中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には，その保護者は，就学させようとする小学校，中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の，その他のものであるときは当該小学校又は中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え，その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は，前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には，あらかじめ，児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（抜粋）

（専決）

第19条 教育委員会は、第8条において特に規定するものを除き、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決処理させる。

(5) 学齢簿の編成，入学期日の通知，就学すべき学校の指定，出席の督促等に関すること。

3 教育長は前2項の規定によって処理した事務のうち、必要と認めるものについては、次の会議に報告しなければならない。

報告第45号 臨時代理の報告（令和元年度一般会計補正予算（第6号）に係る議案に関する町長への申し出）について

川添課長

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号）第21条第1項の規定に基づき、令和元年度一般会計補正予算（第6号）に係る議案について町長への意見の申し出を行ったので、同条第2項の規定により報告する。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号抜粋）
（臨時代理）

第21条 教育委員会は、第8条各号に定める事項について緊急やむを得ない事情が生じた場合には、教育長をしてこれを臨時に代理させる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

報告第46号 臨時代理の報告（令和2年度一般会計予算に係る議案に関する町長への申し出）について

川添課長

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号）第21条第1項の規定に基づき、令和2年度一般会計に係る議案について町長への意見の申し出を行ったので、同条第2項の規定により報告する。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和40年教育委員会規則第2号抜粋）
（臨時代理）

第21条 教育委員会は、第8条各号に定める事項について緊急やむを得ない事情が生じた場合には、教育長をしてこれを臨時に代理させる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

議事第4号 大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

川添課長

大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように改正したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則

大崎町立学校管理規則（昭和40年大崎町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第 条の次に次の見出し及び1条を加える。

（ ）

第 条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時

間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1か月について45時間
 - (2) 1年について360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見するこのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- (1) 1か月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

委 員

異議なし

【可 決】

議事第5号 大崎町教育振興基本計画(案)について

川添課長

平成27年4月に策定した「大崎町教育振興基本計画」の計画期間が令和元年度で終了したため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、次期「大崎町教育振興基本計画」を別添のとおり策定したいので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第8条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)
(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

委 員

異議なし

【可 決】

議事第 6 号 大崎町教育行政の重点施策の決定について

川添課長

大崎町教育行政の重点施策を次のように決定したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和2年度 大崎町教育委員会 学校教育における重点項目及び主な事業等

(1) 確かな学力の定着と向上

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
<p>ア 学力向上事業【学力向上プロジェクトの推進】</p> <p>(ア) 学力アップセミナー夏期講座の実施（高校との連携）</p> <p>(イ) 「大崎町家庭学習強調週間」の充実</p> <p>(ウ) 小・中連携の充実・推進</p> <p>(エ) 教職員指導力向上研修会の実施</p> <p>(オ) 授業力向上のための共通実践の促進</p> <p>(カ) ICT機器を利活用した教育活動の推進</p> <p>(キ) 学力向上担当教員による定着問題の作成</p> <p>(ク) 先進校視察研修</p>	<p>○ 夏季休業中：中学3年対象</p> <p>○ 年間4週(6月, 10月, 11月, 2月)</p> <p>○ 推進委員会, 研究会</p> <p>○ 夏季休業中：講師招聘</p> <p>○ <u>大隅終末ベーシック及び大隅学力向上リーフレットの活用</u></p> <p>○ <u>効果的な指導法の研究</u> <u>無線LAN, タブレット,</u> <u>電子黒板の導入</u> <u>デジタル教科書活用実践事業</u></p> <p>○ 「大崎町学力定着シート」の策定</p> <p>○ 鹿屋市教育委員会との連携</p>
<p>イ 基礎学力定着と指導計画の改善</p> <p>(ア) 各種学力検査等の適切な実施と分析結果を生かした指導の重点化, 補充指導の充実</p> <p>(イ) 児童生徒の学力の実態を踏まえた, 学力向上のための戦略策定</p> <p>(ウ) 全ての児童生徒に確かな学力を定着させるための指導</p>	<p>○ 標準学力検査, 知能検査</p> <p>○ 鹿児島学習定着度調査</p> <p>○ 全国学力・学習状況調査</p> <p>○ 「学力向上のサイクル」</p> <p>○ 「よか問」「大崎町学力定着シート」による継続的な取組</p>
<p>ウ 指導方法の工夫改善</p> <p>(ア) 学力の定着度や習熟の程度に応じた指導, 少人数指導の推進, 補充的な学習や発展的な学習など, より個に応じた指導の充実</p> <p>(イ) 生きた英語によるコミュニケーション能力を育成する効果的指導の実施</p> <p>(ウ) 学力向上に関する小・中間の密接な連携</p> <p>(エ) 県・地区及び町指定校による研究の推進</p> <p>a 県指定「学びの組織活性化」推進プロジェクトモデル校</p>	<p>○ 指導法改善加配配置</p> <p>○ <u>複式・少人数指導の研究</u> <u>(持留小学校・大丸小学校)</u></p> <p>○ <u>小学校英語専科加配 (SET), 外国語指導助手 (ALT), 外国語学習支援員 (JTE)による英語指導</u></p> <p>○ 小・中連携研究会</p> <p>○ 研究指定・協力校 大崎中：平成30年度～<u>令和2年度</u></p>

<p>エ 評価の工夫</p> <p>(ア) 児童生徒の意欲を喚起し、一人一人を生かす相互評価や自己評価等、多面的で多様な評価方法の工夫・改善</p> <p>(イ) 観点別学習状況評価規準に基づく指導と評価の一体化</p> <p>(ウ) 学力向上取組状況調査結果の活用</p>	<p>○ 観点別学習状況の評価規準の活用</p> <p>○ 一単位時間における基礎的内容の定着確認（ポストテスト）</p> <p>○ <u>職員研修の充実、町教育委員会による学校支援</u></p>
<p>オ 学校図書館等の整備活用及び読書指導の充実</p> <p>(ア) 自主的・自発的な学習を支援する学習情報センターとしての機能化を図る図書資料等の整備・活用</p> <p>(イ) 事務手、司書教諭等との連携や学校図書館の計画的利用</p> <p>(ウ) 読書の時間の設定や読み聞かせ等の実施による読書意欲の向上（子ども読書の日の充実等〔毎月23日〕）</p> <p>(エ) 親子読書会・読み聞かせボランティアによる活動や広報活動等の充実、家庭との連携による読書活動の習慣化</p>	<p>○ 国語部会（作文審査会）</p> <p>○ 学校事務手研修会</p> <p>○ 図書館まつり</p> <p>○ 読書感想文コンクール（「伝記文」読書の推奨）</p>
<p>カ 家庭教育力の向上</p> <p>(ア) 「おおらか・さわやか・きわやかな大崎っ子10か条」及び「親10か条」の啓発・推進</p> <p>(イ) 家庭学習強調週間の定着と充実</p> <p>(ウ) 家庭学習時間確保と質的向上</p> <p>(エ) 携帯電話・スマートフォン・通信機器等に関する指導方針に基づく適正な利用の推進</p>	<p>○ 全児童生徒・全家庭配布</p> <p>○ 「家庭学習60/90運動」及び「大崎町家庭学習の手引」の配布</p> <p>○ 町PTA連絡協議会との連携</p> <p>○ 「<u>大崎町子どもを守るための携帯電話・スマートフォン・通信機器等に関する指導方針</u>」</p> <p>○ 大隅地域PTA連絡協議会提言「守ります！9時オフ」の推進</p>

(2) 調和のとれた児童生徒の育成

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
<p>ア 人権教育の推進</p> <p>(ア) <u>保護者や地域住民と連携した人権意識の啓発</u></p> <p>(イ) 同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい認識と理解を深める研修及び全教育活動を通じた人権教育の推進</p> <p>(ウ) 児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の指導の推進</p> <p>(エ) <u>県指定校による研究の推進</u> <u>「子どもの人権プロジェクト」</u></p> <p>(オ) 人権尊重の精神に基づき人権教育の視点に立った学習指導の計画的・継続的实践</p> <p>(カ) 資質向上を図るための人権同和教育に関する研修会への積極的参加</p> <p>イ 保健体育の充実</p> <p>(ア) 児童生徒の健康づくりへの意欲と安全意識の高揚</p>	<p>○ おおさき人権フェスタ</p> <p>○ 町人権同和教育担当者研修会</p> <p>○ 町職員人権同和教育研修会</p> <p>○ <u>研究指定校</u> <u>中沖小;令和2年度</u></p> <p>○ 町教職員人権同和教育研修会</p>

<p>(イ) 児童生徒の主体的な運動活動等，実践活動の推進</p> <p>(ウ) 「一校一運動」の推進</p> <p>(エ) 体力・運動能力調査による一人一人の実態把握とその活用を図った継続的な体力向上への取組</p> <p>(オ) 生涯スポーツを志向する体育学習指導の展開及び指導法の改善・充実</p> <p><u>(カ) オリンピック・パラリンピック教育の推進</u></p> <p> <u>a 教材を活用した教育</u></p> <p> <u>b オリンピアン・パラリンピアン等，アスリートとの交流事業</u></p> <p> <u>c 県指定校による事業の推進</u></p> <p>(キ) 心の健康教育及び性に関する指導等保健学習の充実と計画的・継続的实践</p> <p>(ク) 日常の保健指導の徹底と保健教育の充実</p> <p>(ケ) 学校保健委員会，児童生徒保健委員会の充実</p> <p>(コ) 安全教育及び安全管理の徹底</p> <p>(サ) 防災教育推進事業をとおした防災組織づくりや避難訓練等の実施</p> <p>(シ) 各種健康診断に基づく適切な事後指導及び自己管理能力の育成</p> <p>(ス) 生涯を見とおした口腔健康教育の推進</p> <p> a フッ化洗口事業<u>(町内全学校)</u></p> <p> b う歯治療率の向上</p> <p>(セ) 給食委員会の充実と給食指導の徹底，給食施設・設備管理の徹底<u>(ノロウイルス対策等)</u></p> <p>(ソ) 不審者等に対する安全対策の推進と危機管理マニュアルの活用，見直し</p> <p>(タ) スクールガードによる登下校時における安全確保</p> <p>(チ) 学校，PTA，警察，道路管理者，教育委員会合同による「通学路合同安全点検」</p>	<p>○ 小学校体育担当者会</p> <p>○ 小学校陸上記録会</p> <p>○ チャレンジかごしまへの参加</p> <p>○ 体力・運動能力調査</p> <p>○ 校内研修</p> <p>○ 小・中体連活動との連携・協力</p> <p>○ <u>ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅との連携</u></p> <p>○ <u>オリンピック・パラリンピックムーブメント事業推進校（大崎小）</u></p> <p>○ 養護教諭を活用したTT指導</p> <p>○ 学校保健委員会</p> <p>○ 町養護教諭部会</p> <p>○ 学校安全計画の策定</p> <p>○ 外部機関と連携した避難訓練（地震，津波，火災，風水害，不審者対策）</p> <p>○ 学校内科医及び学校歯科医との連携</p> <p>○ <u>保育園・幼稚園・町保健福祉課</u> <u>学校歯科医との連携</u> <u>〔フッ化物洗口〕</u> <u>・町内小学校 令和元年度から</u> <u>・大崎中学校 令和2年度から</u></p> <p>○ 町給食担当者会</p> <p>○ 地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガード・リーダー）</p> <p>○ <u>町子ども見守り協議会</u></p> <p>○ <u>通学路合同点検（8月）</u></p>
<p>ウ 食に関する指導の充実</p> <p>(ア) 望ましい食習慣や食の管理能力の育成</p> <p>(イ) 生産・体験活動の推進と食に関する指導法の確立</p>	<p>○ 栄養教諭の活用</p> <p>○ <u>授業及び家庭教育学級等</u></p>

<p>エ 道徳指導の充実</p> <p>(ア) 全教育活動における道徳的実践の推進と豊かな体験活動を生かした道徳教育の充実</p> <p>(イ) ボランティア活動や自然体験活動など豊かな体験活動との関連を通じた道徳の時間の指導法改善</p> <p>(ウ) 各教科・領域との関連を図った総合単元的な道徳の時間の指導法の研究</p> <p>(エ) <u>地区研究協力校による研究の推進</u></p> <p>(オ) 基本的生活習慣の確立や望ましい人間関係の育成など道徳性を備えた児童生徒の育成のための、学校・家庭・地域社会の連携の強化</p>	<p>○ 全体計画・年間指導計画の完全実施と実態に応じた改善</p> <p>○ ゲストティチャーの活用</p> <p>○ 心の教育の日の設定 (道徳一斉授業参観日)</p> <p>○ 地区道徳教育研修会への参加</p> <p>○ <u>研究協力校</u> <u>大崎小;令和2～3年度</u></p> <p>○ <u>コミュニティ・スクールの活用・充実</u></p>
<p>オ 生徒指導の充実</p> <p>(ア) 校長のリーダーシップのもと全職員が一体となった生徒指導体制の確立</p> <p>(イ) 全教育活動を通じた、いじめ防止に対する指導（「いじめをしない・させない・許さない」校内体制）</p> <p>(ウ) 温かい人間関係や信頼関係を基盤とした、一人一人に居場所があり、支持的風土のある学級経営の充実</p> <p>(エ) 生命の尊重に関する指導の全体計画・各教科等における指導計画の作成及び計画的な実践</p> <p>(オ) カウンセリング技法の向上を図り、諸教育相談活動の充実と個に応じた適切な指導によるいじめ、不登校及び問題行動等の早期発見と早期対応</p> <p>(カ) 不登校・不登校傾向児童生徒への教育相談体制の充実や校内個別支援体制の確立</p> <p>(キ) 自然体験活動やボランティア活動等の感性豊かな児童生徒の育成をめざす体験学習の充実と積極的推進</p> <p>(ク) 生きがいと自主性を培う児童・生徒会活動の活性化等による特別活動の充実</p> <p>(ケ) 幼・保・小・中連携による生徒指導態勢の確立及び町全体を網羅する地域ネットワークづくり</p>	<p>○ 町生徒指導主任等研修会及び生活指導研究協議会</p> <p>○ 町校外生活指導連絡会</p> <p>○ いじめ防止基本方針</p> <p>○ いじめ問題対策連絡協議会</p> <p>○ いじめアンケート、相談箱</p> <p>○ 電話・来所による教育相談</p> <p>○ 町教育相談員の活用</p> <p>○ 養護教諭の活用</p> <p>○ 集団宿泊学習</p> <p>○ ボランティア活動推進</p> <p>○ 青少年赤十字加盟促進</p> <p>○ 青少年健全育成町民会議</p> <p>○ スクールカウンセラーの配置、活用</p> <p>○ 町PTA連絡協議会との連携</p> <p>○ 関係機関等との連携</p>
<p>カ 進路指導の充実</p> <p>(ア) 望ましい職業観や目的意識をもった児童生徒を育成する系統的・継続的な生き方指導の充実</p> <p>(イ) 中学校における体験入学等啓発的体験活動の推進及び教育相談、進路相談の計画的な実施</p> <p>(ウ) 進路指導資料の整理及びその活用</p> <p>(エ) 小学校におけるキャリア教育の推進</p>	<p>○ 啓発的体験活動</p> <p>○ 年間指導計画の策定</p> <p>○ 進路相談、体験入学</p> <p>○ 中学校職場体験学習</p> <p>○ 職場めぐりの推進</p> <p>○ 鹿児島大学法文学部との連携</p>

(3) 特色ある学校づくり

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
<p>ア 学校経営の充実</p> <p>(ア) 郷土に根ざし，社会に開かれた教育活動の展開</p> <p>(イ) 特色と風格を備え活力ある学校の創造</p> <p>(ウ) 学校の教育課題の明確な把握と教育目標の具現化を目指した学年，学級経営の有機的展開及び具体的実践</p> <p>(エ) 校務分掌組織の機能化と指導態勢の確立による全教職員による校務の機能的遂行</p> <p>(オ) 積極的な情報発信による開かれた学校の推進</p> <p>(カ) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）による学校と地域が連携した児童生徒の健全育成</p> <p>(キ) 大崎町学校参観週間の充実</p> <p>(ク) 学校における自己点検・自己評価等の推進と結果の公表</p> <p>(ケ) 学習指導要領の趣旨を踏まえ，学校や地域の実態，児童生徒の特性等を考慮した，社会に開かれた教育課程の編成・実施・評価</p> <p>(コ) 郷土の自然を生かした環境教育など郷土素材の見直しと教材化の促進及び郷土教育全体計画の改善</p>	<p>○ 町校長研修会・町教頭研修会</p> <p>○ 教頭・教務主任等合同研修会</p> <p>○ 管理職合同研修会</p> <p>○ 教育委員会学校訪問</p> <p>○ 町教務主任等研修会</p> <p>○ 学校便り，学校ホームページ新聞投稿等</p> <p>○ 学校運営協議会合同研修会</p> <p>○ 学校参観週間（11/1～11/7）</p> <p>○ 町教育振興懇談会</p> <p>○ 郷土教育のための資料収集</p>
<p>イ 教育内容・方法の多様化・弾力化</p> <p>(ア) 体験的な学習を重視し，教育内容及び方法の多様化，弾力化を指向し，個を生かす教育実践の一層の充実</p> <p>(イ) 習熟の程度に応じた指導など個に応じた教育内容・方法の多様化・弾力化</p> <p>(ウ) 地域人材の教育活動への積極的な活用</p> <p>(エ) ALTや外国語学習支援員による小学校段階からの国際理解教育・外国語教育の充実</p> <p>(オ) 教材・教具の開発，コンピュータ等の教育機器の効果的な活用による学習指導法の改善</p>	<p>○ 校内研究授業の推進 <u>「一人一授業」の推進</u></p> <p>○ おおさき学校応援団</p> <p>○ 鹿児島大学法文学部出前授業</p> <p>○ 年間を見通したALT等の積極的活用</p> <p>○ デジタル教科用図書活用実践事業</p>
<p>ウ 特別支援教育</p> <p>(ア) 特別支援教育に対する正しい理解と啓発，適切な就学指導</p> <p>(イ) 障害及び特性に応じた適切な教育の一層の推進</p> <p>(ウ) 個別支援計画・個別指導計画に基づく継続的な支援</p>	<p>○ 町教育支援委員会</p> <p>○ 大崎町特別支援連携協議会</p> <p>○ 特別支援教育担当者研修会</p> <p>○ 特別支援教育支援員の配置</p>
<p>エ へき地・小規模校教育の充実</p> <p>(ア) へき地・小規模校のよさを生かした教育の活性化による児童生徒の自主性の育成と学力向上</p> <p>(イ) 複式及び少人数指導法の研究</p> <p>(ウ) 地区研究協力校「<u>へき地・小規模校教育</u>」</p>	<p>○ 小・中連携研究会</p> <p><u>大丸小:令和2年度</u></p>

(4) 教職員の資質向上

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
ア 教職員研修の充実 (ア) 小・中連携研究会の授業を通じた研修の充実による学習指導の改善・充実 (<u>大隅終末ベーシック及び大隅学力向上リーフレット</u>) (イ) 研究主題解決のための実証的な校内研修の推進 (ウ) 基礎学力定着のための指導内容の精選と指導法の研究 イ 教育研究の充実 (ア) 研究成果を踏まえた年次的累積的研究の推進 (イ) 教育研究機関への出張研修，公開研究会等への積極的参加 (ウ) 各種経験者年次別研修の効果的な実施 (エ) 個人研修の充実	<input type="checkbox"/> 小・中連携研究会 <input type="checkbox"/> 校内研修 <input type="checkbox"/> 県内外研修視察補助 <input type="checkbox"/> 講師招聘の推進 <input type="checkbox"/> 県総合教育センター短期研修講座，研究公開への積極的参加 <input type="checkbox"/> 教職員指導力向上研修会 <input type="checkbox"/> 地区教育実践記録・論文応募

(5) 教育環境の整備・充実

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
ア 教育環境・施設設備の充実 (ア) 学校環境緑化の計画的推進 (イ) 教材備品の適正な管理，計画的整備と活用促進 (ウ) 校内・校外の施設設備の安全点検と迅速な補修 (エ) 環境教育の全体計画作成と計画的指導の推進・充実	<input type="checkbox"/> 計画的な備品購入・廃棄
イ コンピュータ等の教育機器の効果的な利活用 教育内容・方法の多様化や技術の高度化，情報化の進展に対応した施設設備の効果的な活用	<input type="checkbox"/> <u>効果的な指導法の研究</u> <input type="checkbox"/> <u>無線LAN，タブレット，電子黒板の導入</u> <input type="checkbox"/> <u>デジタル教科書活用実践事業</u> <input type="checkbox"/> 教育機器の点検・整備 <input type="checkbox"/> 学校パソコン等の整備・更新
ウ 学校安全体制の充実 学校安全ボランティア，学校応援団等を活用した学校の防犯体制の確立	<input type="checkbox"/> スクールガードリーダー <input type="checkbox"/> 学校応援団
エ 校舎・屋内運動場等の計画的な整備	<input type="checkbox"/> 大規模改造事業
オ 教育委員会における業務改善 (ア) <u>大崎町教育委員会策定「学校における業務改善推進プログラム」に基づく業務改善</u> a 本町教育行政及び学校の特色を生かし，充実を図りながら推進する業務改善 (ア) 学校閉庁日の設定 (イ) 適切な労働時間の管理	<input type="checkbox"/> 8月13～15日 <input type="checkbox"/> ストレスチェックの実施及び教育相談員の配置

<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 教職員のための教育相談の設置 (エ) 快適な業務環境の整備 (オ) 教材作成及び準備業務の負担軽減 b 小学校社会科副読本の編集及び教材の共有 (カ) 各種会合の精選・統合等 (キ) 校内研修の負担軽減と実践的指導力を高めるための 合同研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> a 合同職員研修の実施（希望校のみ対象） b 実践的指導力を高める研修の充実（希望者対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全学校普通教室及び職員室等への空調設備及びLED照明設置 ○ 打合せ資料及び授業使用教材 ○ 合同図画作品審査会 ○ 合同作文合評会 ○ デジタル教科書活用法研修
---	---

5 社会教育における重点項目及び主な事業等

町長部局との連携, 及び社会教育委員の会の充実を図り, 次の事業に取り組む。

I 生涯学習係関係

(1) 社会教育諸条件の整備充実

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
視聴覚機材を活用した生涯学習の推進 ① 県視聴覚ライブラリーとの連携 ② 視聴覚機器の整備と機材の提供 ③ 視聴覚教育に関する情報提供の充実 社会教育団体の育成 ① 子ども会育成連絡協議会 ② 町高校生クラブ ③ 町青年団 ④ 町地域女性連絡協議会 ⑤ 町PTA連絡協議会 ⑥ 町文化協会 ※芸術文化の振興の観点から文化公民館係が担当	○県が貸出を行っている教育メディア機材の利用 ○各種機材の整理と貸出 ○各種視聴覚教育に関するチラシの配布等 ○町子ども会大会の実施・充実 ○分館子ども会活動の充実 ○自然体験型リーダー研修の実施 ○交流の場の提供と活動の充実 ○各団体相互間の連携と活動の充実 ○団員増に向けた活動の充実 ○各分館女性部の活動の充実と連携 ○「早寝早起き朝ごはん」の推進 ○明るいあいさつの推進 ○携帯・スマホ・ネット使用の指導 ○「おおらか さわやか きわやかな 大崎っ子」を育てる親 10 か条の推進 ○大崎町文化祭の充実 ○「文化おおさき」の発行 (年 1 回) ○加入団体の連携及び情報の共有

(2) 人権教育・啓発の充実

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
人権文化の息づくまちづくりの推進 ① 人権同和教育の充実 ② 人権標語及び作文の募集 ③ 人権啓発の充実	○人権教育事業の実施 ○大崎町人権教育・啓発基本計画による事業の推進 ○人権フェスタ 2020 の開催 ○諸講座等における人権学習の実施 ○人権標語・作文等を小中学校から募る。 ○町広報誌への人権シリーズの掲載 ○人権同和教育強調月間における懸垂幕の設置 ○啓発チラシの配布

関係機関団体等との連携 ④ 庁内各課との連携	○町長部局，県担当課，学校，各種団体との連携 ○人権教育啓発連絡会の定期的な開催と研修の充実
---------------------------	---

(3) 生涯学習推進体制の充実

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
生涯学習のニーズに対応した事業の推進 ① 推進体制の充実 ② 学習機会の拡充 ③ 生涯学習の活用の環境づくり ④ 生涯学習センター設置に向けての準備	○社会教育と学校との連携 ○郷土愛を育む講演会の実施 ○生涯学習講座の充実 ○生涯学習講座の発表（町文化祭） ○生涯学習講座から文化協会への移行 ○青少年活動事業や成人教育等の社会教育学級への人材活用

(4) 家庭教育・地域の教育力の充実

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
社会全体で青少年を守り育てる気運の醸成 ① 家庭教育の充実 ② 町青少年育成町民会議の活動の充実 ③ 校外生活指導連絡会の充実 ④ 地域と学校との連携 ⑤ 青少年一般海外研修派遣事業の充実 ⑥ 青少年活動事業の充実	○家庭教育学級の実施 ○親子ふれあい事業の充実 親子ふれあいウォーキング等 ○「青少年育成の日」毎月第3土曜日・「家庭の日」毎月第3日曜日の啓発 ○学校・地域・警察との連携 ○おおさき学校応援団の充実 ○高校生対象の海外派遣事業の実施 ○直接体験事業による各種青少年活動事業の実施 ふるさと学寮，サマーアドベンチャー他

(5) 成人教育

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
高齢者や女性に学びの場や活動の場の提供 ① 高齢者講座と女性講座の充実 高齢者講座（3講座） 女性講座（7講座）	○学習プログラムの開発と地域人材活用の充実 ○講座生間の交流と地域資源の活用

II 文化公民館係関係

(6) 公民分館活動の充実

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
分館活動の推進と地域の活性化の推進 ① 公民分館活動の支援 ② 地域における青少年の健全育成	○定例公民分館長会の開催による情報の共有と地域課題の検討 ○公民分館長会主催事業の開催 ○分館活動への地域住民の参加促進 ○子ども会、青少年育成推進員等との連携による各事業の推進

(7) 芸術文化の振興

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
伝統文化の継承と文化芸術活動の推進 ① 地域文化の継承・発展 ② 文化活動団体の育成 ③ 文化芸術活動の推進	○伝統芸能に取り組む小中学校の支援 ○照日神社と都萬神社の神舞への支援 ○文化協会活動運営の支援 ○大崎町文化祭の企画・運営支援 ○文化振興拠点としての中央公民館の活用

(8) 文化財の保護と活用

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
文化財保護管理と文化財愛護思想の普及 ① 文化財保存管理業務 ② 埋蔵文化財保護と開発事業との調整 ③ 文化財保護体制の充実 ④ 文化財を活用した啓発普及	○史跡刈払いと標柱・説明板の点検 ○郷土歴史資料展示室の整理・収蔵台帳作成と啓発 ○開発事業に伴う事前調査の実施及び報告書作成 ○遺跡分布地図・台帳の整備と啓発 ○文化財保護審議会の活動充実と資質向上 ○各種学習活動における講座・体験活動の推進 ○学校授業等での出前講座 ○歴史探学会おおさきの活動の推進と情報交換 ○文化財保護審議会及び歴史探学会おおさきと連携した郷土史に関する情報収集・調査研究

Ⅲ 生涯スポーツ係関係

(9) 生涯スポーツの推進

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
「する・みる・ささえる」スポーツの推進 ① 町民いちスポーツと軽スポーツの普及 ～マイライフ・マイスポーツ運動の推進 ② 指導者養成と資質の向上 ③ 施設の維持管理 ④ 学校体育施設の開放 ⑤ 大隅スポーツ交流拠点プロジェクト ⑥ スポーツ活動の場における暴力（暴言） 行為等の根絶、「おこさない」・「みのがさない」機運の醸成。	○情報媒体や各種イベント等における運動の普及・啓発 ○町民体育祭のプログラムの充実 ○大崎スポーツクラブへの支援 ○スポーツ推進委員主催事業の開催 ○スポーツ少年団指導者研修会の実施と資質の向上 ○スポーツ推進委員の資質向上 ○施設の定期的な管理と安全点検 ○地域住民の利用促進 ○各種イベントの開催と参加促進 ○各種研修会時でのガイドラインの啓発・普及

Ⅳ 国体推進係関係

(10) 第75回国民体育大会

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」	○燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会大崎町実行委員会の充実 ○専門委員会の開催及び充実 ○国体及び関連大会の開催

V 図書係関係

(11) 図書館活動の充実

重 点 項 目	主 な 事 業 ・ 備 考
<p>親子読書会の充実</p> <p>① 読書活動の支援と親子読書会の取組 みの推進</p> <p>親子読書会、ふれあいおはなし会の連携 を図る。</p> <p>② 「1日20分読書」運動の推進</p> <p>「大崎町子ども読書活動推進計画」に基 づく、「1日20分読書」運動と「いつ も身近に1冊の本を」の実践の推進</p> <p>読書感想文画集及び伝記読書感想文の推 進</p> <p>児童・生徒の読書意欲喚起のための、読 書感想文、感想画・伝記読書感想文集の 発行</p> <p>「毎月23日は子どもとっしょに読書 の日」の取組</p> <p>生涯学習の情報提供をする中核的施設と しての事業推進</p> <p>① 子どもへの読書サービス</p> <p>② 高齢者・障がい者へのサービス</p> <p>③ 館内館外事業</p>	<p>○親子読書会への支援と育成</p> <p>○各学校への団体貸出の充実</p> <p>○ブックスタート事業の実施</p> <p>○ふれあいおはなし会の充実</p> <p>○図書館まつりの開催</p> <p>○祝日開館・8月全日開館の実施</p> <p>○人権図書資料の充実</p> <p>○企画展の実施</p> <p>○読書感想文画・伝記感想文集の発行</p> <p>○雑誌スポンサーの募集</p> <p>○「毎月23日は子どもとっしょに読書の日」の推 進とポイント2倍</p> <p>○個人宅配の実施</p> <p>○大活字本・点字本の充実</p> <p>○地域・企業等への団体貸出の充実</p>

委 員

異議なし

【可 決】

6 委員から提出された動議の討論等

なし

7 その他

管理課長

・大崎町議会3月定例会一般質問について（教育委員会関係）

社会教育課長

・子ども読書活動推進計画（第4次）について

8 翌月の行事等

- 4月 4日(土) ビーチバレー九州サーキット大崎オープン大会 中止
～ 5日(日)
- 4月 6日(月) 小・中学校入学式
- 4月12日(日) 九州ビーチバレーリーグ2020開幕戦
(ビーチスポーツ専用競技場) 中止
- 4月15日(水) 県教育行政説明会 自治会館
- 4月17日(金) 転入・新規採用教職員宣誓式及び懇親会
・宣誓式 中央公民館第ホール 15時30分～
・懇親会 あすばる大崎 18時30分～
- 4月27日(月) 定例教育委員会 15時30分～

9 閉会